

# 川崎市議会大規模災害対応指針

## 1 目的

この指針は、川崎市内で大規模な災害が発生した場合に、迅速かつ的確な活動を行うことにより、市民の安全確保及び災害の復旧に寄与するため、川崎市議会及び市議会議員の基本的な対応について、共通の認識を持ち、議会としての体制を整備することを目的とする。

## 2 基本方針

本市議会は、下記の基本方針に基づき、対応を図るものとする。

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、川崎市災害対策本部及び区災害対策本部（以下「市・区本部」という。）が行う災害対応に最大限の協力を行う。

また、復旧・復興活動が迅速に進むよう、議会としての機能・役割を有効に発揮していく。

- (2) 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の総括に当たる。
- (3) 議員は、(1)のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努める。
- (4) 特に災害初期においては、市・区本部ができる限り災害対応に専念できるよう、議員から寄せられた地域の情報は、緊急の場合を除き、川崎市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）が設置された場合は、そこを窓口として市災害対策本部（以下「市本部」という。）に提供する。

## 3 対象とする災害

本指針が対象とする災害は、次のとおりとする。

- (1) 市本部が設置される大規模災害
- (2) その他議長が本指針の適用を必要と認める災害

## 4 災害発生時の対応

- (1) 初動対応期（概ね発災当日）

### ア 会議（本会議・委員会）開会中の対応

- (ア) 議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会の判断を行い、議会局職員に対し、避難誘導等、安全確保のための対応を行わせる。
- (イ) 議員は、速やかに自身の安全を確保する。また、被災者がある場合は、その救出・支援を行う。
- (ウ) 議員は、帰宅の安全が確保できるまで、市議会庁舎に待機した後、

状況に応じて順次退庁する。

## イ 議員退庁後及び会議（本会議・委員会）開会中以外の対応

### （ア）市議会の対応

- a 議長は、議会局を通して市本部から災害・被害情報の報告を受け、災害対策会議を設置することができる。

議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、川崎市議会災害対策会議設置要綱（以下「要綱」という。）に従い、職務代理者が議長の職務を代行する。

- b 災害対策会議を設置したとき及び解散したときは、その情報をメール等により全議員及び市本部に通知する。
- c 災害対策会議は、要綱で定める所掌事務に従い活動を行い、議員から寄せられた地域の情報を一本化し、市本部へ提供する。  
また、市本部から災害・被害情報の報告を受け、議員に情報を提供する。
- d 災害対策会議が設置された場合の参集場所は、川崎市役所第2庁舎とする。ただし、参集場所が被災した場合は、議長が別に定める場所に参集するものとする。

### （イ）議員の対応

- a 議員は、速やかに自身の安全確保を行ったうえで、防災連絡メールシステムに応答し、安否及び居所の連絡を行う。
- b 議員は、地域において市民の安全確保や応急対応等に協力する。
- c 議員は、地域の情報について、メール等により、災害対策会議に提供する。  
なお、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。
- d 災害対策会議が設置されたときは、当該会議の構成員は会議に参加する。

## （２）応急期（発災後概ね3日経過後まで）

### ア 市議会の対応

#### 災害対策会議の活動

- a 初動対応期に引き続き、議員から寄せられた地域の情報を一本化し、市本部へ提供する。  
また、市本部から災害・被害情報の報告を受け、議員に情報を提供する。
- b 市本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ市本部に対して災害状況の説明を求める。
- c 災害対策会議の今後の取組や日程等について、具体的な検討を

開始する。

#### **イ 議員の対応**

初動対応期に引き続き、地域において市民の安全確保や応急対応等にできる限り協力する。

また、緊急性の高いものを除き、地域の情報について、メール等により、災害対策会議に提供する。

### **(3) 復旧・復興期（発災後概ね4日後以降）**

#### **ア 市議会の対応**

(ア) 災害対策会議の活動

- a 全員協議会、議会運営委員会等の開催など、議会運営の準備に係る調整を行う。
- b 必要に応じて、市本部に対する提案、提言、要望等の調整や、国、神奈川県、関係機関等に対する要望活動の調整を行う。

(イ) 迅速な復旧・復興の実現に向けた市議会の活動

- a 災害対策会議で検討・調整した内容について、議会として、国、神奈川県、関係機関等に対して要望するなどの活動を精力的に行う。
- b 議会・議員が把握した地域の情報を踏まえながら、市本部に対し、必要に応じて提案、提言、要望等を行う。
- c 市民の生活基盤の回復、整備に必要な予算を速やかに審議する。

#### **イ 議員の対応**

応急期に引き続き、地域における市民の安全確保や応急対応等に協力し、災害対策会議に情報提供を行う一方、委員会、本会議等が招集された場合は、当該会議に参加する。

## **5 災害発生時の連絡体制・情報伝達**

災害時においては、通信回線の途絶や規制等により、情報受伝達手段が著しく制限されることを想定し、通信回線が復旧するまでの間もできる限り適切な情報の受伝達が行えるよう、次のとおり対応する。

### **(1) 災害発生時の安否確認**

本指針が対象とする災害が発生したときは、防災連絡メールシステムにより、全議員に安否確認のメールを配信し、議員は、メールを受信したときは、安否及び居所をシステムへの返信により連絡する。

議会局は、受信した安否・所在情報を把握、集約する。

### **(2) 情報の伝達・提供の際の通信手段**

災害時の通信回線の途絶や規制等により、固定電話、携帯電話等の通話

機能の使用が難しくなったときは、議員及び議会（災害対策会議）の情報の収受にメールを活用する。

発災から一定期間が経過し、通信手段が復旧してきた段階においては、ファクシミリも活用する。

(3) 議員との連絡体制の確立に当たっては、タブレット及びSNSの活用を検討するなど、ICTを積極的に活用すること。

### ○発災時の情報伝達方法

●安否及び居所の確認

**防災連絡メールシステムに返信**

●議員から災害対策会議（議会局）への情報伝達方法

① 電話 044-200-3353（議会局総務部）

044-200-3366

② FAX 044-200-3953（議会局）

③ メール [98syomu@city.kawasaki.jp](mailto:98syomu@city.kawasaki.jp)（議会局庶務課）

## 6 その他

(1) 本指針は、災害発生時の議会及び議員の対応を定めたものであり、その内容は、川崎市地域防災計画等と常に整合を図るものとする。

また、議会局が災害対策会議の事務を適切に補佐できるよう、川崎市業務継続計画における議会局の優先業務の内容は、本指針の内容を踏まえたものとする。

(2) 本指針が対象とする災害の発生を想定した訓練等を定期的実施し、災害対応に対する共通の認識と意識の向上を図る。

(3) 本指針を変更すべき事由が生じたときは、適宜見直しを行うものとする。